

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日の翌日)

目 次

◇告 示

示

保険医療機関等の指定（保険課）
保険薬剤師の登録（〃）

クリーニング業務従事者に対する講習の指定（衛生課）
クリーニング所の業務に関する講習の指定（〃）

土地改良区の役員就退任（三件）（農村整備課）
土地改良区の定款の変更の認可（〃）

土地改良事業の工事の完了（〃）
土地改良法の成果の認証（〃）

国土調査法の成果の認証（〃）
中型まき網漁業に係る許可の申請期間（水産課）

飼料の試験の結果の概要（畜産課）
廃川敷地等の生成（河川課）

◇教 委 告 示
定例教育委員会の招集（総務課）

◇公 告
調理師試験の実施（健康対策課）

◇正 誤
平成三年十一月鳥取県告示第七百七十五号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津二六〇	平成五年六月一日
労働福祉事業団山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目八一	〃
魚谷眼科医院	米子市上後藤二丁目三一三	〃
米増医院	倉吉市宮川町二五六	〃
池田医院	日野郡日南町笠木一〇三六	〃
タナカ歯科医院	鳥取市弥生町二六一	〃
林歯科医院	鳥取市立川町二丁目一四三	〃
ハヤシ歯科医院	鳥取市片原二丁目一一八	〃

宮崎歯科医院	鳥取市吉成二丁目一四一三一	"
美萩野歯科診療所	鳥取市美萩野二丁目一一八一五	"
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町一二九	平成五年六月二日
山本内科医院	倉吉市宮川町二丁目七六	"
益尾齒科医院	米子市道突町二丁目一八	平成五年六月六日
小谷医院	西伯郡名和町大字御来屋二四三一	平成五年六月十日
小林薬局マロニエ店	倉吉市昭和町二丁目二六一一	"
三愛薬局	気高郡青谷町大字青谷四〇七七一四	平成五年六月一日

鳥取県告示第五百二十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
光 長 孝 義	鳥薬第八四八号	平成五年五月二十六日

鳥取県告示第五百二十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修（以下「クリーニング師の研修」という。）を指定したので、次のとおり告示する。

なお、この研修の一部は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の十七第一号に規定する講習（以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」という。）である。

平成五年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 主催者の名称及び所在地
財団法人全国環境衛生営業指導センター
東京都新宿区四谷四丁目三
- 開催年月日、会場の名称及び所在地並びに受講予定人員

開催年月日	会 場		受講予定人員
	名 称	所 在 地	
平成五年六月二十日	米子保健所	米子市西福原四四四	二二〇人
平成五年七月十八日	倉吉市農業協同組合	倉吉市越殿町一四〇九	一〇〇人

三 受講料

1 クリーニング師の研修のみを受講する場合

五千円

2 クリーニング師の研修及び特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を受講する場合

八千円

3 特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみを受講する場合

三千円

なお、特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみを受講できる者は、平成四年度にクリーニング師の研修を修了した者に限る。

鳥取県告示第五百二十三号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成五年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三

二 開催年月日、会場の名称及び所在地並びに受講予定人員

三 受講料 四千五百円

開催年月日	会 場		受講予定人員
	名 称	所 在 地	
平成五年七月四日	米子保健所	米子市西福原四四四	一五〇人
平成五年八月一日	倉吉市農業協同組合	倉吉市越殿町一四〇九	七〇人

鳥取県告示第五百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田南部土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 岡野 治 夫 岩美郡岩美町大字黒谷九七

平成五年五月十三日退任

鳥取県告示第五百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事	涌 嶋 仁	東伯郡北条町大字江北五九五
〃	谷 本 春 蔵	東伯郡北条町大字曲八四四
〃	宇田川 義 徳	東伯郡北条町大字島六四一―三
〃	岸 田 喜代治	東伯郡北条町大字土下一九六
〃	吉 岡 儀 重	東伯郡北条町大字国坂一九〇
〃	石 井 豊 春	東伯郡北条町大字江北一七九九
〃	磯 江 茂	東伯郡北条町大字北尾四六〇
〃	岩 本 壽太郎	東伯郡北条町大字弓原六一三
〃	野 田 久 良	東伯郡北条町大字土下一九二
〃	磯 江 恩	東伯郡北条町大字江北一九八八
〃	大 田 英一郎	東伯郡北条町大字弓原三七九
〃	村 尾 光 雄	東伯郡北条町大字田井二五七
〃	谷 本 勲	東伯郡北条町大字江北二五七二
〃	田 熊 偉 雄	東伯郡北条町大字米里三一三
〃	岡 崎 勲	東伯郡大栄町大字六尾一七四
〃	山 下 範 昭	東伯郡北条町大字松神七八九
〃	岩 垣 正 章	東伯郡北条町大字島六四七

〃	稲 村 敏 昭	東伯郡北条町大字下神五五一―二
〃	岡 野 保	東伯郡北条町大字江北五七四
〃	中 口 春 利	東伯郡北条町大字国坂一五五九
〃	中 川 春 信	東伯郡大栄町大字西一〇八九
〃	茂 藤 彰 壽	東伯郡大栄町大字原八二三
〃	永 田 博 則	東伯郡大栄町大字東園三五一
監 事	引 田 鐵 一	東伯郡北条町大字江北一九一
〃	玉 井 諄之介	東伯郡北条町大字松神八三九
〃	穂 山 征 隆	東伯郡大栄町大字西園一一五一

平成五年四月二十七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	涌 嶋 仁	東伯郡北条町大字江北五九五
〃	谷 本 春 蔵	東伯郡北条町大字曲八四四
〃	宇田川 義 徳	東伯郡北条町大字島六四一―三
〃	岸 田 喜代治	東伯郡北条町大字土下一九六
〃	吉 岡 儀 重	東伯郡北条町大字国坂一九〇
〃	石 井 豊 春	東伯郡北条町大字江北一七九九
〃	野 田 久 良	東伯郡北条町大字土下二六―八
〃	大 田 英一郎	東伯郡北条町大字弓原三七九
〃	村 尾 光 雄	東伯郡北条町大字田井二五七
〃	谷 本 勲	東伯郡北条町大字江北二五七二
〃	岡 崎 勲	東伯郡大栄町大字六尾一七四
〃	岩 垣 正 章	東伯郡北条町大字島六四七

森本忠明 東伯郡北条町大字北尾四一一
 稲村敏昭 東伯郡北条町大字下神五五一―二
 坂野正晴 東伯郡北条町大字江北二〇〇〇
 谷口正廣 東伯郡北条町大字国坂一四九八―二
 岡野保 東伯郡北条町大字江北五七四
 田熊勇 東伯郡北条町大字米里三二〇―一
 中川春信 東伯郡大栄町大字西一〇八九
 茂藤彰壽 東伯郡大栄町大字原八二三
 岩本晃 東伯郡北条町大字弓原六二二
 永田博則 東伯郡大栄町大字東園三五―一
 山崎文雄 東伯郡北条町大字国坂五四二―一
 鈴木泰典 東伯郡北条町大字松神八三七―一
 引田鐵一 東伯郡北条町大字江北九一
 玉井諄之介 東伯郡北条町大字松神八三九
 穉山征隆 東伯郡大栄町大字西園一一五一
 平成五年四月二十八日就任 任期四年

鳥取県告示第五百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 坂本清実 八頭郡船岡町大字船岡二九八―一
 谷 健一 八頭郡河原町大字片山一一三
 下田弘紀 八頭郡郡家町大字殿五四二
 森木信幸 八頭郡郡家町大字土師百井二二三七
 沢田弘見 八頭郡郡家町大字米岡一八九
 中川竹治 八頭郡船岡町大字郡家三〇四
 西尾政憲 八頭郡河原町大字山手一三一
 田中英治 八頭郡河原町大字三谷一五三一
 尾崎伊都雄 八頭郡郡家町大字久能寺二八一
 大川邦義 八頭郡船岡町大字下濃一六一
 平成五年三月三十一日退任

就任した役員の名及び住所

理事 下田弘紀 八頭郡郡家町大字殿五四二
 沢田弘見 八頭郡郡家町大字米岡一八九
 尾崎伊都雄 八頭郡郡家町大字久能寺二八一
 坂本清実 八頭郡船岡町大字船岡二九八―一
 中川竹治 八頭郡船岡町大字郡家三〇四
 田中清文 八頭郡河原町大字徳吉二四二
 安藤輝美 八頭郡河原町大字三谷三五二
 平木行温 八頭郡郡家町大字西御門一三一

大川 邦義 八頭郡船岡町大字下濃一六一
 梶川 昭基 八頭郡河原町大字高福二一五
 平成五年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第五百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に
 基づき、光徳土地改良区定款の変更を平成五年六月四日認可したので、同
 条第三項の規定により告示する。

平成五年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の
 規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ
 たので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
郡家町	新農村地域定住促進対策事業覚王寺地区 区画整理	平成四年三月二十五日
大高農業 協同組合	農村総合整備モデル事業殿地区区画整理 補足農業構造改善事業大高地区暗きよ排 水	平成四年八月二十八日 昭和六十三年五月三十日

鳥取県告示第五百二十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基
 づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定によ
 り告示する。

平成五年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行つた地域	認証年月日
東伯郡北条町	平成三年度及び平成四年度	北条町（大字下神及び大字弓原の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡北条町大字下神及び大字弓原の各一部	平成五年五月三十一日

岩美郡福部村	平成二年度及び平成三年度	福部村(大字湯山の一部)の地籍図及び地籍簿	岩美郡福部村大字湯山の一部	
東伯郡大栄町	平成三年度及び平成四年度	大栄町(大字上種の全部及び大字西高尾の一部)の地籍図及び地籍簿	東伯郡大栄町大字上種の全部及び大字西高尾の一部	

鳥取県告示第五百三十号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)第九条第二項の規定に基づき、中型まき網漁業に係る許可の申請期間を平成五年六月十四日から同月二十八日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、平成五年五月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成五年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 の 結 果 の 概 要										備考			
				粗たんぱく質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性有機炭素 (%)	生水性 (%)	消化率 (%)	DCP (%)		TDN (%)	M E (kcal/kg)	その他検査
倉敷市 西日本飼料株式会社	西伯郡名和町大字名和990 島根米穀株式会社名和倉庫	日清印子牛用人工乳ニエーカニースターター 日清印若牛用配合飼料肉牛粗粒育成 日清印肉牛用配合飼料黒毛後期	5.4 5.4 5.4	18.6 14.3 11.7	3.2 3.8 3.8	3.0 5.8 4.3	5.2 6.4 4.3	0.67 0.95 0.54	0.56 0.67 0.49								
境港市 松景精麦株式会社 社山陰工場	境港市外江町37 49 松景精麦株式会社 社山陰工場	加熟圧べんとうもち 加熟圧べんとうもち 加熟圧べんとうもち	5.4 5.4 5.4	7.9 8.0 8.3	3.9 3.7 3.7	1.5 2.4 2.5	1.2 1.4 1.8	0.02 0.03 0.09	0.26 0.24 0.25								
下関市 林業産業株式会社 社飼料事業本部	境港市竹内団地57 株式会社ミノロ境 社飼料支店	◎まるは印配合飼料エー ルマツシユ	5.4	17.3	4.1	2.3	10.1	3.21	0.58								

注 1. 飼料の名称の欄中「◎」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第五百三十二号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、鳥取県土木部河川課及び倉吉土木事務所に備えおいて縦覧に供する。

平成五年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 河川の名称
- 二 二級河川橋津川水系橋津川
- 三 廃川敷地等が生じた年月日

平成五年六月十一日
三 廃川敷地等の位置

東伯郡羽合町大字上橋津字西ノ下三二五―一地先から同字三二五―一
〇地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 一七二・四六平方メートル

五 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならぬ。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年六月十一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成五年六月十五日（火） 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題

- 1 鳥取県産業教育審議会委員の任命について
- 2 その他

公 告

調理師法（昭和38年法律第147号）第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

平成5年6月11日

鳥取県知事 西 尾 圭 次

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
 - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
 - (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終了した者
 - (4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかに該当する者
- 2 試験の日時
平成5年8月27日（金）午前8時50分から正午まで

3 試験の場所

次の各試験会場のうち、受験者の希望する試験場

- (1) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室
- (3) 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

4 試験科目

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学
- (3) 栄養学 (4) 食品学
- (5) 食品衛生学 (6) 調理理論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

(2) 提出書類

ア 受験願書 (所定の様式によること)

イ 履歴書

ウ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し

(卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。)

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類 (所定の様式によること)

オ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ版(縦4cm、横3cm)のものとし、その裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)

(3) 受験に関する書類の提出期限

平成5年7月19日(月)から同月28日(金)まで(郵送の場合は、平成5年7月28日までの消印のあるものを有効とする。)

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 5,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

7 携行品

筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 合格者の発表は、原則として試験後15日以内に受験願書を提出した保健所に合格者の氏名及び受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には保健所で合格証を交付する。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細については、住所地を管轄する保健所又は鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部健康対策課(電話0857-26-7194)に問い合わせること。

正

誤

平成三年十一月鳥取県告示第七百七十五号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所（誤りがあったので、訂正する。）

頁二

段下

行 後ろから二

誤 字清水平

正 字清水ヶ平

頁三

段上

行十

誤 立木の伐採の限度

正 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種